

○事務局長 ご起立をお願い致します。おはようございます。ご着席をお願いいたします。本日は1名の方から欠席届が出てまいっておりますけれども、会議規則第6条の規定によりまして、過半数を超えておりますので、会議は成立をいたしております。それでは、ただいまより令和2年度第11回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして会長ごあいさつをお願いいたします。

○会長 (挨拶)

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、会議規則第4条により会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、会長よろしくお願い致します。

○議長 はい、それでは座らせていただいて進めさせていただきたいと思います。なお、コロナ禍の中でございますので、できる限り短時間で終わるように、皆さま方のご協力をお願いしたいと思います。それでは議事に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日総会の議事録署名委員に4番委員、5番委員を指名いたします。よろしく申し上げます。日程第2、議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いします。

○事務局長 はい、事務局。1ページ目をお開きください。日程第2、議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてということで、下記のとおり、農地の権利移転等についての許可申請があったので許可不許可についての意見を決定するものとするものでございます。令和3年2月10日提出、多良木町農業委員会会長。今回は3条が4件出てまいっております。

(4件の申請について説明)

○議長 はい。続いて、事前調査の報告をお願いいたします。

○3番委員 はい、3番。議案29号の農地法第3条許可申請に対する意見の調査報告をいたし

ます。今回は4件ございまして、順を追って説明をしていきたいと思っております。昨日、4番委員、20番委員それと局長と私4名で事前調査を実施いたしました。番号1の申請につきましては、先ほど説明されました箇所になりますが、農振農用区域内の農地となっておりまして、対価は△△円だそうです。所有権の移転となります。判断につきましては農地法第3条の第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということです。申請は妥当であると協議の結果でございました。この田んぼにつきましては、現在、畔も何もなしでですね、譲受人の○○さんが作っておられまして、3反狭地の中で幅が2.1メートル、長さ100メートルということで、トラクターで行っても片道しか使われないような状態の状況でございます。したがって、●●さんが○○さんに譲渡するということとございました。続きまして、番号2番、□□さんと■■さんの件ですけれども、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用区域外となっておりまして、対価は△△円ということでございます。許可の判断につきましては、農地法第3条2項に規定する不許可の要件に該当せず、許可要件を満たしているものと思います。現在はもう、少し耕作放棄地の状況のようでもございましたけれども、現在は竹がいっぱい植えたところを、刈り倒してございました。従って後作、粟を作付けされるということで、耕作放棄地の解消になるものと思います。したがって申請は妥当であると思っております。続きまして第3番、▲▲さんと▽▽さんの件でございますけれども、先ほど説明されました箇所になりますが、農振農用区域内農地で対価が10アール当たり△△円と所有権の移転となりまして、面積が広いため△△円という金額になります。現在、▽▽さんが全部買って、この3カ所とも耕作されるという計画だそうです。持ち主の▲▲さんは■■県に在住されておられまして、できればすべてを売却したいという考えだそうです。許可の判断につき

ましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可の要件を満たしているということで、申請は妥当であると思います。これですね現在は、球磨川と幸野溝間は50a以上となっておりますが、取得後の面積が5696平米ありまして妥当であると思います。以上です。続きまして第4号、〇〇さんと●●さんの件でございますけれども、農振農用地区域内の農地になります。許可の判断につきましては、農地法第3条2項の規定する不許可の要件には該当せず許可の要件を満たしているものと思います。現在栗、梅が植栽され植えてありますが、もう放棄のような状態でございます。したがって今回、●●さんが購入されて野菜をつくられるということでございますので、良いのでは無いかということでございます。対価は10a当たり△△万円ということでございました。許可要件を満たしているということで申請は妥当であると思います。以上報告を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、皆さん方向かご質問はございませんか。はい9番委員。

○9番委員 9番ですが、3番目の▽▽さんが購入される件ですが、これは購入される方は農地をほとんど持ってなかったと思いますが、そして5反半ばかりこれで農業委員会は認めるということですよ。

○議長 はい、事務局。

○事務局長 はい、下限面積というのがありまして、球磨川から幸野溝までは5反以上を持っていたら大丈夫ってことです。もともと零で5反になりましたら、もう要件は、はい、今は零です。はい零ですけども今回、農地を5反以上買われるということで、申請は妥当であるというふうに考えております。以上です。

○議長 ほかに何かございませんか。はい、7番委員。

○7番委員 今の▲▲さんの件ですけども、今は農業をされていないということですけど

もやはり農機具等も必要ですし、どのような調査をされたのでしょうか。

○事務局長 はい、事務局。一応ですね、申請書の方には、現在持っているのは、軽トラックだけだということで、ただ、今後トラクターと田植機とコンバインは、自己資金で導入をされるってということで確認をとらせていただいております。ただですね、ことしの田植えについてはちょっと間に合わないので、田植えだけを委託をさせていただきたいってことで、ご主人と奥さん共に年間 150 日以上働くということでもあります。ただ、今後ですね。そこがちゃんと作って本人が行かれているかっていうところは経緯を見守っていききたいというふうには考えております。

○議長 7 番委員よろしいでしょうか。

○7 番委員 はい。

○議長 ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。はい、異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第 3、議案第 30 号多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件については議事参与の案件がございますので、私と 9 番委員は退席をし、その間の議事を職務代行の 2 番委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○2 番職務代行 おはようございます。それでは早速始めさせていただきます。日程第 3、議案第 30 号多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について説明をお願いします。はい、事務局。

○係長 はい。それでは、日程第 3、議案第 30 号多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてということで、令和 3 年第 2 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による別紙計画書について、1 月 29 日

付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、先ほど退席されました方の分の集積計画についてご説明をいたします。別冊の集積計画書をごらんください。

(議事参与者分の説明)

以上退席されました方の分についてですけれども、以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○2 番職務代理者 はい、ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたけれども、質問はないでしょうか。はい、ないようですので、退室された方の入室をお願いいたします。これで退席させていただきます。

○議長 2 番委員には大変お世話になりました。続いて残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。はい、事務局。

○係長 はい。それでは、先ほど別冊の集積計画書の総括にて説明をさせていただきます。

(残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

○議長 ただいま事務局より説明がございましたが、皆さん方何かご意見はございませんか。
はい、18 番委員。

○18 番委員 23 ページの番号 1 ですが、10a 当たり〇〇万円というのは、安い値段設定じゃないのか、あさぎり町に同じ方があるので問合せして欲しい。田んぼの値段のガイドライン等があったら私も△△万から□□万円くらいじゃなかろうかというふうな話を聞いて、そのようなことを言えたらと思うが、売る方も買ってもらう人がいないと仕方ないので安

く売ると。

○係長 価格についてはですね、もう既にこちらの方にこられたときには、もう〇〇万という価格で■■さんと相手も一定の額でもう決められた状態で来られますので、なかなかこれをあげてくださいというのもなかなか言いにくい。確かに〇〇万はちょっと少し安いというところもあるかなと、だから正直な気持ちではあるんですけども、なかなかそれを上げてくださいというようなことも、なかなか本来なら言わなければいけないのかもしれないですけども、なかなか今、今はちょっと言えないような状況となっているところがございます。〇〇万としても決して安い価格ではないと思っておりますので、適正価格とまではちょっと少ないやすいかなとは思いますが、そこまで目くじら立てていうぐらいの金額、売る方によってはですね、できるだけ高い方がいいということで思いますが、やはりどうしても買い手と売り手のどうしても相互の調整というのが出てくるものですから、一応そのところでちょっとご理解いただければと思います。すいません。

○議長 はい。17番委員。

○17番委員 17番です。この件につきまして、今18番委員さんの対応されたのは知らなかったですけども、■■さんと会合でその辺もあったものですから、お聞きしたんですよ。1月のときに14番委員さんから何か農地の移動があったもんですから、その話かと思って、農業委員会を通過して上がって書類が来るもんですから、まだまだ農地あたりを求められまわすかって言ったら、やっぱり買いあたるというような話でした。価格については、私は正規の価格で買ってると、そして公社通してそれは、その税対策だから価格は適正であって、もう対々でしてるからそういう方法で農地は買われるそうです。何かコンサルタントあたりを通してでしょうからね。農地あたりを調査するって、その◆◆組合あたりの理事してるときも押し買いをしようとする話もしなつたっですよ。茶園はやっぱり進められて、山

もそうですけれども農地あたりもかなりやっぱり手広く、今から条件のいいところは求められるそうです。以上です。

○議長 皆さん方ほかに何かご意見はございませんか。はい、18番委員。

○18番委員 今、農地の売買はですね。今まで通りの答え方でよろしいのでしょうか。

○議長 皆さん方それぞれ農地売買に関して調整に入られていると思いますが、皆さん方の対応としてはいかがでしょうか。はい、12番議員。

○12番委員 はい、12番。一応委員会の総会の場ですね、それぞれ地区地区の価格が出るとありますが、基本的にはその地域のところで決定されたとか、一つの目安ということとして特に後継者が居なくて農地を手放して老後の資金にしたいという方もおられる中で、非常にこの農地を守るという立場は分かっていますけれども、やはりそのときの相場といいますか、そういったことで、こういったことは本当は大きいところが買い占めてですね、良くないことだとは思いますが、やっぱり時代の流れもあるし、また最低の基準がやっぱり農業委員会としてはキープしていかにかいかんというところありますので、やはりこの農業委員会でのその地域の価格の相場をある程度、発言者としてしていくことになるのかなと思いますね。対々もありますんでですね。以上です。

○議長 はい、9番委員。

○9番委員 私もいつか話そうと思ったんですが、二、三年前ですね私が小作人を探しててたまたま上村の人が借りたい、多良木の方は親戚の人の紹介を受けて、私もそれでいいだろうと思ったところが事務局からよその人には都合が悪い、ただ、今になってみればもうじゃんじゃんよその人に作らせる。12番委員が言われるように、時代の流れですので時代に応じた対応するのが、農業委員会の仕事でそういうことを考えればやはり先の■■さんの売買の件でも、〇〇万が安いとかいうことを私達が考えればそうかもしれませんが、やは

り売る人は高齢で跡継ぎも居ないから将来の何か生活の足しになれば認めて、やっぱ安くても売る〇〇万で安いというて、ほかの人に買う人がいれば良いんですけど、それで、■ ■さんが買い占めとか、そうするのはもう仕方ないんですね、彼は金を持っているから、そういうことでやはり今からは、その時に合わせたやり方をしなければならぬと思って農業委員会でも私たちもそういう考えをしながらせんとせつかく自分で一生懸命やっても恥かくようなことをした経験がありますので、ここで意見のチャンスがあったので報告致します。

○議長 ほかにございませんか。はい、18番。

○18番委員 その流れじゃないですけど、事務局をお願いします。あさぎりでの取引価格を教えていただけたらと。

○議長 売買に関してはですね、確かに農業委員さんの立場として価格をいくらということはできないですね。ですので大体どんくらいですかねと聞かれることは皆さんあると思います。私もですね、その下の2番のところでも間に立会をして進めさせていただきましたが、委員の言われたようにまずは万から言います。幸野溝、球磨川の間は△△万ですという話をまず最初にします。それでその地域の価格が極端に下がるといけないということで、まずは△△万、平地の三反狭地、狭地良いのところは△△万ですという話をいたしますが、その近辺での情報等も当人たちもやはり情報収集をされておられてですね、あそこの農地は幾らだったとかいう話もされることもあります。また私たちも、その近くで売買に関して立ち上げた場合の価格等も提示をします。私もその近くの農地を扱ったときにはやはり10アール当たり□□万でした。そういう話もいたしました。その上で△△万ですけども、2反であったり、2反半であったりする場合は〇〇万から●●万の間でしょうねという話をこの2番の時はいたしました。しましたが、売り手の方から私も〇〇万ぐらいと思ってお

りますという話がすぐに出ましたので、実際、買う人は安く買いたい、売る人は高く売りたいということだと思いますが、売り手の方から〇〇万でいいという話が出ましたので、もうそれ以上はですね、それ以上高くどうですかというわけにはいきませんので、折り合いがついたというところで〇〇万に決定をさせていただいたというところで、そういうふうなことが皆さん方もあると思いますので、相談のあったときはですね、まずは、現状がこれぐらいで、△△万からお話をさせていただいて、折り合いをつけていただくというところだと、私の場合はですね、そういうふうな対応をしたところでは、相談がですね、皆さん方にもあれば、ぜひそういった形で対応をですね、皆さん方考えていただいて、平松の件もですね、これは〇〇さん、私の友達のところが作ってたわけですけども、何の相談もなかったという、いきなり田んぼ売ることだったそうですので、そういったところ相談があればですね、農業委員さんなり何なりが入ってってということもできますが、その双方で話し合いが既に進んでいてという状態だったんだろうと思いますので、相談のあったときは皆さん方もそれなりの対応をお願いしたいと思います。ほかに何かございませんか。いろいろ9番委員の言われた入り作のこともあると思います。非常に岡原方面の後継者が多くて、やる気のある担い手の方がですね、実際的には多良木町の方にも入ってこられております。私もこれにもやはり継続を利用権設定の更新をしたいと思って相談をこの後出てきますけれども、指定いたしました、あのですね、ちょっと12ページですけども、利用権設定で〇〇君と●●さんですかね、利用権設定の新規があるんですけども、これは実は私が作っててですね、ちょうど利用権設定の更新が来たもんですから〇〇さんの方に相談にいたしました。再度作らせていただけないかという相談をいたしました、やはりあさぎり町の●●さんが娘のだんなさんとして、親戚の方に貸したいと作らせてくれないだろうかと前から言われていたという話をされまして、あさぎりの方です

ので、実際的にはですね、多良木町の農地は多良木町だという考えは持っていましたが、やはりそういった形でですね、親戚の方に貸したいって言われるとそれはちょっととは言われないもんですから、そういうふうないろいろなですね利用権設定に関してもあると思います。それで、基本的には多良木町の方に耕作をしていただければ中山間なり、そういうふうな関係もございますので、基本的には町の方に良いんだろうと思いますが、いろいろな絡みもあってですね、難しいところもございますので、皆さん方もよく相談されて対応していただきたいと思います。何もないようでしたら、お諮りをいたしたいと思います。本件について、ご異議はございませんでしょうか。ないようでしたら異議なしと認め、原案どおり決定をいたします。続いて、日程第4、報告第15号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。はい、事務局。

○係長 それでは8ページ目をお開きください。日程第4、報告第15号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和2年12月26日から令和3年1月25日まで分となります。

(内容説明)

○議長 はい、ただいま事務局より報告がございましたが、本件について何かご質問ございませんか。何もないようでしたら報告第15号はこれで終わります。続きまして、日程第5、次回総会に伴う事前調査委員の指名をいたします。次回の事前調査を3月9日火曜日午前9時より行いたいと思いますが、調査委員に5番委員、11番委員、12番委員をお願いをしたいと思いますが、御3方よろしいでしょうか。はい、それではよろしく申し上げます。総会を3月の10日、水曜日、午前9時から行いたいと思います。皆さん方よろしいでしょうか。はい、よろしく申し上げます。他になにかありませんか。無いようですので、これで、

閉じたいと思います。

○事務局長 それでは、これを持ちまして令和2年第11回多良木町農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記